

## 現場代理人及び技術者等の適正な配置について

### 1 現場代理人について

#### (1) 現場代理人に必要な資格及び雇用関係

現場代理人として必要な法的資格はありませんが、その会社の従業員または役員であることとなっています。

#### (2) 現場代理人の配置

契約約款第10条第3項及び第6項により、現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者はこれを兼ねることができますが、現場代理人は現場常駐が義務づけられています。**\*1**

また、「周南市建設工事に係る現場代理人取扱要領」第2条第2号により営業所の専任技術者との兼務はできません。**\*2**

#### (3) 現場代理人の兼務

現場代理人は現場常駐を要することから、特別な場合を除いて他の工事と重複して現場代理人または主任技術者となることはできません。特別な場合とは、「周南市建設工事に係る現場代理人取扱要領」第4条に定めており、他の工事契約の現場代理人又は主任技術者と兼務できる対象工事を、以下のいずれかに掲げる要件を満たす場合としています。

- ① 密接な関係にある2以上の工事を同一の場所又は直線距離50m以内の近接した場所で施工する場合**\*3**
- ② 建設業法施行令第27条第2項で主任技術者の兼任が認められた工事において、同主任技術者が現場代理人も兼務する場合。ただし、兼務する工事契約が異なる発注機関である場合は、他の発注機関が兼務を了承していること。**\*4**
- ③ 以下の要件をすべて満たす場合**\*5**
  - ア 兼務する工事契約が3件以内であること。
  - イ それぞれの契約金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）未満であること。
  - ウ 兼務する工事現場がいずれも周南市内であること。
  - エ 兼務する工事契約が異なる発注機関である場合は、他の発注機関が兼務を了承していること。
  - オ 発注者と常に連絡が取れる体制（携帯電話や連絡責任者の配置等）を確保できること。
  - カ 兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。
  - キ 特記仕様書に現場代理人の兼務を認めない旨の記載がないこと。

### 2 主任技術者、監理技術者について

#### (1) 主任技術者、監理技術者の専任

工事1件の請負金額が3,500万円（建築一式工事については7,000万円）

以上となる場合は、専任の主任技術者、監理技術者を配置しなければなりません。

**\*6**

## (2) 主任技術者の配置の特例

専任の主任技術者の配置が必要な工事のうち、密接関係にある二つ以上の（工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる）工事を同一の建設業者が同一の場所又は工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。（原則2件程度とします。）**\*7**

また、工事1件の請負金額が、専任の主任技術者を配置する必要のない工事を同一の主任技術者が管理する場合は3件までとします。**\*8**

## (3) 監理技術者の配置の特例

専任の監理技術者の配置が必要な工事において、監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で配置すれば、特例監理技術者が工事現場を2件まで兼務することができます。**\*9**

受注者は、市発注工事において特例監理技術者を配置する場合は、以下のすべてに該当するものでなければなりません。しかし、低入札価格調査の結果、調査対象者を落札者として請負契約を締結する場合の監理技術者は専任となります。

- ① 設計金額が3億円未満（営繕系工事の場合は2億円未満）の工事。
- ② 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- ③ 監理技術者補佐は必要な資格を有する者であること。
- ④ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ⑤ 同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は同時に2件までであること。
- ⑥ 特例監理技術者が兼務する工事現場間の距離が概ね10キロメートル以内であること。
- ⑦ 特例監理技術者は主要な会議への参加、工程の立会等を適正に遂行できること。
- ⑧ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ⑨ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

## 3 営業所の専任技術者について

### (1) 専任技術者の配置

建設業法第7条第2号又は第15条第2号において、建設業者は営業所ごとに専任の技術者（以下、「営業所の専任技術者」という。）を置かなければならないこととされており、この営業所の専任技術者は、営業所に常勤し、専らその職務に従事することが求められ、原則として工事現場に配置する主任技術者及び監理技術者にはなれません。

### (2) 専任技術者の配置の特例

国土交通省の監理技術者制度運用マニュアルにおいて、「特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用

関係にある場合に限り、当該工事の専任を要しない主任技術者又は監理技術者となることができる。」とあります。

特例を認める要件については、以下のすべてを満たす場合とします。**\*10**

- ① 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接<sup>※</sup>し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制であること。

※「近接」とは、当該営業所と工事現場が周南市内及び周南市に隣接する市町の場合とします。

- ③ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ④ 当該工事現場に配置する技術者は、専任を要しない主任技術者及び監理技術者（請負金額が3,500万円未満、建築一式工事については7,000万円未満）であること。

#### 4 配置技術者について

技術者等の配置については、兼務の可、不可について別表にまとめていますので参照ください。

現場代理人、主任技術者・監理技術者、営業所の専任技術者の兼務について

別表

○兼務可 △兼務不可（特例あり） ×兼務不可

本契約工事	主任・監理技術者の専任を要しない工事 請負金額 3,500 万円（建築一式工事 7,000 万円）未満			主任・監理技術者の専任を要する工事 請負金額 3,500 万円（建築一式工事 7,000 万円）以上		
	現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者	現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者
現場代理人		○*1	×*2		○*1	×*2
主任・監理技術者	○*1		△*10 ・当該営業所と工事現場が周南市内及び周南市に隣接する市町 ・常時連絡体制確保	○*1		×*10
営業所の専任技術者	×*2	△*10 ・当該営業所と工事現場が周南市内及び周南市に隣接する市町 ・常時連絡体制確保		×*2	×*10	

本契約工事		主任技術者の専任を要しない工事 請負金額 3,500 万円（建築一式工事 7,000 万円）未満			主任技術者の専任を要する工事 請負金額 3,500 万円（建築一式工事 7,000 万円）以上			
		現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者	現場代理人	主任技術者	監理技術者 (下請金額 4,000 万円(建築一式工事 6,000 万円)以上)	営業所の専任技術者
請負金額 3,500 万円（建築一式工事 7,000 万円）未満	現場代理人	○*3*5 ・周南市内 ・他の発注機関が了承 ・連絡体制確保 ・3 件まで	○*5 ・周南市内 ・他の発注機関が了承 ・連絡体制確保 ・3 件まで	×*2	△*3*4 ・密接な関係にある 2 以上の工事を同一の場所又は直線距離 50m 以内の近接した場所で施工する場合 ・密接な関係にある二つの工事又は工事現場の相互間隔が 10km の近接した工事で主任技術者が現場代理人も兼務する場合(原則 2 件程度)	△*3*4 ・密接な関係にある 2 以上の工事を同一の場所又は直線距離 50m 以内の近接した場所で施工する場合 ・密接な関係にある二つの工事又は工事現場の相互間隔が 10km の近接した工事 で主任技術者が現場代理人も兼務する場合(原則 2 件程度)	×*6	×*2
	主任・監理技術者の専任を要しない	○*5 ・周南市内 ・他の発注機関が了承 ・連絡体制確保 ・3 件まで	○*8 ・3 件まで	△*10 ・当該営業所と工事現場が周南市内及び周南市に隣接する市町 ・常時連絡体制確保	△*3*4 ・密接な関係にある 2 以上の工事を同一の場所又は直線距離 50m 以内の近接した場所で施工する場合 ・密接な関係にある二つの工事又は工事現場の相互間隔が 10km の近接した工事 で主任技術者が現場代理人も兼務する場合(原則 2 件程度)	△*3*7 ・密接な関係にある 2 以上の工事を同一の場所又は直線距離 50m 以内の近接した場所で施工する場合 ・密接な関係にある二つの工事又は工事現場の相互間隔が 10km の近接した工事 (原則 2 件程度)	×*6	×*10
請負金額 3,500 万円（建築一式工事 7,000 万円）以上	現場代理人	△*3*4 ・密接な関係にある 2 以上の工事を同一の場所又は直線距離 50m 以内の近接した場所で施工する場合 ・密接な関係にある二つの工事又は工事現場の相互間隔が 10km の近接した工事 で主任技術者が現場代理人も兼務する場合(原則 2 件程度)	△*3*4 ・密接な関係にある 2 以上の工事を同一の場所又は直線距離 50m 以内の近接した場所で施工する場合 ・密接な関係にある二つの工事又は工事現場の相互間隔が 10km の近接した工事 で主任技術者が現場代理人も兼務する場合(原則 2 件程度)	×*2	△*3*4 ・密接な関係にある 2 以上の工事を同一の場所又は直線距離 50m 以内の近接した場所で施工する場合 ・密接な関係にある二つの工事又は工事現場の相互間隔が 10km の近接した工事 で主任技術者が現場代理人も兼務する場合(原則 2 件程度)	△*3*4 ・密接な関係にある 2 以上の工事を同一の場所又は直線距離 50m 以内の近接した場所で施工する場合 ・密接な関係にある二つの工事又は工事現場の相互間隔が 10km の近接した工事 で主任技術者が現場代理人も兼務する場合(原則 2 件程度)	×*6	×*2
	主任技術者の専任を要する	△*3*4 ・密接な関係にある 2 以上の工事を同一の場所又は直線距離 50m 以内の近接した場所で施工する場合 ・密接な関係にある二つの工事又は工事現場の相互間隔が 10km の近接した工事 で主任技術者が現場代理人も兼務する場合(原則 2 件程度)	△*3*7 ・密接な関係にある 2 以上の工事を同一の場所又は直線距離 50m 以内の近接した場所で施工する場合 ・密接な関係にある二つの工事又は工事現場の相互間隔が 10km の近接した工事 (原則 2 件程度)	×*10	△*3*4 ・密接な関係にある 2 以上の工事を同一の場所又は直線距離 50m 以内の近接した場所で施工する場合 ・密接な関係にある二つの工事又は工事現場の相互間隔が 10km の近接した工事 で主任技術者が現場代理人も兼務する場合(原則 2 件程度)	△*3*7 ・密接な関係にある 2 以上の工事を同一の場所又は直線距離 50m 以内の近接した場所で施工する場合 ・密接な関係にある二つの工事又は工事現場の相互間隔が 10km の近接した工事 (原則 2 件程度)	×*6	×*10
	監理技術者 (下請金額 4,000 万円(建築一式工事 6,000 万円)以上)	×*6	×*6	×*10	×*6	×*6	△*9 ・特例監理技術者を配置する場合 ・2 件まで	×*10